

住之江区人権啓発の推進に関する企画、調整等の業務に係る会計年度任用職員要綱

制定 令和元年 11 月 28 日

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、住之江区人権啓発の推進に関する企画、調整等の業務に係る会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 論述試験
- (2) 面接

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- (1) 勤務日数
1日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日
- (2) 勤務時間
午前 9 時 15 分～午後 5 時 30 分まで
- (3) 休憩時間
45 分

(業務内容)

第5条 会計年度任用職員の業務内容は、下記のとおりとする。

- (1) 人権啓発推進協議会、人権啓発推進員、人権擁護委員との連絡調整業務
- (2) 地区人権啓発学習会に関する地域との連絡調整業務
- (3) 人権広報紙「あゆみ」発行業務
- (4) 人権相談窓口の運営業務

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 28 日から施行する。